（海上幕僚監部防衛部防衛課兼防衛政策局調査課）一等海佐　白坂　政秀
海上幕僚監部装備部航空機課航空機班長を命ずる
（海上自衛隊第四術科学校教育第一部長）同　赤羽　敏男
海上幕僚監部首席会計監査官付会計監査室長を命ずる
（第三一整備補給隊司令）同　延近　保生
第一航空修理隊司令を命ずる
（海上幕僚監部装備部航空機課航空機班長）同　石田　伸介
第三一整備補給隊司令を命ずる
（横須賀造修補給所副所長）同　余座　正一
横須賀造修補給所資材部長事務取扱を命ずる
（海上自衛隊航空補給処計画部長）同　岡﨑　光博
呉地方総監部経理部長を命ずる
（海上自衛隊航空補給処副処長）同　鈴木　学
舞鶴造修補給所長を命ずる
兼ねて舞鶴地方総監部技術補給監理官を命ずる
（舞鶴造修補給所長兼舞鶴地方総監部技術補給監理官）同　三島　洋一
海上自衛隊東京業務隊付を命ずる
（海上幕僚監部首席会計監査官付会計監査室長）同　市川　順一
海上自衛隊幹部学校主任教官を命ずる
（海上自衛隊第一術科学校生徒部長）同　岩澤　明
海上自衛隊第一術科学校付を命ずる
（海上自衛隊第二術科学校副校長）同　富松　義之
海上自衛隊第二術科学校総務部長事務取扱を命ずる
（海上自衛隊第四術科学校）同　佐々木　孝
海上自衛隊第四術科学校教育第一部長を命ずる
（海上自衛隊艦船補給処管理部長）同　荒井　雅樹
海上自衛隊第四術科学校研究部長を命ずる
（海上自衛隊艦船補給処）同　近藤奈津枝
海上自衛隊艦船補給処管理部長を命ずる
（呉地方総監部経理部長）同　田中　尚武
海上自衛隊航空補給処副処長を命ずる
（海上自衛隊第四術科学校研究部長）同　石躍　孝一
海上自衛隊航空補給処計画部長を命ずる
（航空自衛隊幹部学校付）一等空佐　塩川　壮
航空幕僚監部人事教育部教育課勤務を命ずる
（航空幕僚監部技術部技術課地上電子班長）同　辰井　一成
航空幕僚監部技術部技術課先進技術室企画班長を命ずる
（中部航空方面隊司令部医務官兼航空幕僚監部首席衛生官付）同　石川　誠彦
航空幕僚監部首席衛生官付の兼務を解く
（航空自衛隊補給本部計画部整備課長）同　穂積　文孝
航空総隊司令部装備部計画課長を命ずる
（航空教育集団司令部付）同　小山　直稔
航空総隊司令部勤務を命ずる
（航空幕僚監部防衛部防衛課長）同　内倉　浩昭
（航空幕僚監部防衛部防衛課防衛調整官）同　髙橋　秀雄
（航空幕僚監部防衛部防衛課防衛班長）同　森田　雄博
兼ねて航空総隊司令部勤務を命ずる（各通）
（第一三飛行教育団整備補給群司令）同　江口純一郎
中部航空方面隊司令部総務部長を命ずる
（中部航空方面隊司令部総務部長）同　木村　孝
中部航空方面隊司令部付を命ずる
（航空自衛隊幹部学校付）同　伊藤　政文
航空支援集団司令部勤務を命ずる
（航空教育集団司令部）同　大丸谷喜和
航空教育集団司令部付を命ずる
（航空総隊司令部装備部計画課長）同　川口泰志郎
第四航空団副司令を命ずる
（航空自衛隊第一術科学校第一教育部長）同　中井　徳浩
航空教育隊第二教育群司令を命ずる
（航空自衛隊第一術科学校副校長）同　石田　隆久
航空自衛隊幹部学校付を命ずる
（情報本部）一等陸佐　工藤　天彦
情報本部情報官を命ずる
（陸上自衛隊幹部学校付）同　八木聖一郎
技術研究本部技術開発官（誘導武器担当）付○三式中距離地対空誘導弾（改）開発室長を命ずる
（陸上自衛隊幹部学校学校教官）同　内田　豊
東北防衛局郡山防衛事務所長を命ずる（以上四月一日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十三年四月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更

法第27条第１項第２号の規定に係る事項の変更

日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	営業開始日（曜日）
長野県	長野県松本市深志一丁目４番25号	長野県長野市大字栗田995番地１	平成23年４月１日（金）

以上

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

支部規則

（趣旨）

第１条　この規則は、定款第60条第２項の規定に基づき、支部の名称、その事務所の所在地その他支部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、定款第３章第11節の規定を実施するために必要な事項を規定することをその趣旨とする。

（名称、所在地、種別）

第２条　支部の名称及び各支部の事務所の所在地は、別表のとおりとする。

２　協会は、各支部の事務所に職員を配置し、当該支部の事務を取り扱わせるものとする。但し、支部に属する協会員数、当該支部の業務量、当該支部の管轄する区域における交通事情その他の事情を勘案のうえ、理事会の決議により、支部の事務所に常時職員を配置しないこととした支部（以下「特例支部」という。）にあっては、週１日以上で、あらかじめ定めた日に当該支部の事務所に職員を派遣し、当該支部の事務を取り扱わせるものとし、それ以外の日（但し協会が執務を行わない日を除く。）においては、協会が別に指定する事務所においてその事務を取り扱うものとする。

４　前項の規定にかかわらず、協会員等又は資金需要者等の利益の保護のために特に必要があると認める場合には、協会は、あらかじめ定めた日以外の日に特例支部の事務所に職員を派遣し、当該特例支部の事務を取り扱わせることができる。

（支部が行う業務）

第３条　定款第61条第２項に規定する業務は、次に掲げるものとする。

(1)　貸金業関係法令等に係る照会対応業務
(2)　貸金業登録の申請、届出その他の受付代行業務
(3)　貸金業に係る苦情・相談窓口業務
(4)　貸金業広告モニタリング業務
(5)　金融に係る知識の普及及び啓発に関する業務
(6)　所属協会員の役員及び従業員を対象とする研修に関する業務
(7)　支部を管轄区域内とする協議会の運営に係る業務
(8)　その他支部の業務運営上必要と認められる業務